

議案第27号

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基準該当通所支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の6から第54条の12まで及び第71条の3から第71条の6まで並びに附則並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち指定通所支援基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに第9条及び第14条並びに令和3年改正省令附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた令和3年改正省令第8条の規定による改正前の指定通所支援基準第54条の6第3項及び令和3年改正省令附則第15条の規</u></p>	<p>(基準該当通所支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の6から第54条の12まで及び第71条の3から第71条の6まで並びに附則並びに<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第3条に定めるとおりとする。</u></p>

<p><u>定によりなおその効力を有するものとされた令和3年改正省令第8条の規定による改正前の指定通所支援基準第71条の3第3項に定めるとおりとする。</u></p> <p>(共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54条の2から第54条の5まで及び<u>第71条の2並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条に定めるところによる。</u></p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準(第54条の2から第54条の12まで及び第71条の2から第71条の6までを除く。)<u>並びに令和3年改正省令附則第3条、第4条、第6条、第7条及び第11条から第13条までに定めるところによる。</u></p>	<p>(共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54条の2から第54条の5まで及び<u>第71条の2に定めるとおりとする。</u></p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準(第54条の2から第54条の12まで及び第71条の2から第71条の6までを除く。)<u>及び平成30年改正省令附則第2条に定めるところによる。</u></p>
---	--

第2条 大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(基準該当通所支援に関する基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の6から第54条の12まで及び第71条の3から第71条の6まで並びに附則並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち指定通所支援基準に係る部分に限る。以下同じ。）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「令和4年改正省令第159号」という。）附則第2条（指定通所支援基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号。以下「令和4年改正省令第175号」という。）附則第3条に定めるとおりとする。

(共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54

(基準該当通所支援に関する基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の6から第54条の12まで及び第71条の3から第71条の6まで並びに附則並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち指定通所支援基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに第9条及び第14条並びに令和3年改正省令附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた令和3年改正省令第8条の規定による改正前の指定通所支援基準第54条の6第3項及び令和3年改正省令附則第15条の規定によりなおその効力を有するものとされた令和3年改正省令第8条の規定による改正前の指定通所支援基準第71条の3第3項に定めるとおりとする。

(共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54

<p>条の2から第54条の5まで及び第71条の2並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条、令和4年改正省令第159号附則第2条並びに令和4年改正省令第175号附則第3条に定めるところによる。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準（第54条の2から第54条の12まで及び第71条の2から第71条の6までを除く。）並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条、令和4年改正省令第159号附則第2条並びに令和4年改正省令第175号附則第3条に定めるところによる。</p>	<p>条の2から第54条の5まで及び第71条の2並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条に定めるところによる。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準（第54条の2から第54条の12まで及び第71条の2から第71条の6までを除く。）並びに令和3年改正省令附則第3条、第4条、第6条、第7条及び第11条から第13条までに定めるところによる。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。